ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 大阪労働局 Press Release

東大阪労働基準監督署発表
令和８年 11 月 16 日

【照会先】
東大阪労働基準監督署
電話
06－7713－2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（ボール盤作業時に、手袋を使用させた疑い）

令和８年 11 月 16 日、東大阪労働基準監督署（署長　井手（いで）　奈津美（なつみ））は、有限会社研超（けんちょう）サービス及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

１　被疑者

（１）　有限会社研超（けんちょう）サービス（以下「被疑会社」という。）

本社所在地　大阪府大阪市平野区
事 業 内 容　金属製品製造業

（２）　同社代表取締役Ａ（以下「被疑者Ａ」という。）

２　違反条文等

被疑会社、被疑者Ａともに
労働安全衛生法違反
同法第 20 条第１号
労働安全衛生規則第 111 条第１項
同法第 119 条第１号（罰則）
同法第 122 条（両罰）

３　事件の概要

被疑者Ａは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和８年１月 26 日、八尾市内の工場において、労働者Ｂにボール盤を使用した加工材の穴あけ作業を行わせるにあたり、労働者Ｂに手袋を使用して同作業を行わせた疑いがあるものです。

４　参考事項

（１）　令和８年１月 26 日、労働者Ｂがボール盤の回転する刃部に前腕が巻き込まれ、腕に機能障害が残る労働災害が発生しました。

（２）　関連条文は別紙のとおり。

別紙

関連条文

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二　（略）

三　（略）

（罰則）

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者。

（両罰）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（手袋の使用禁止）

第百十一条　事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

２　（略）